

## ● 助成対象となる活動

- ① 動植物の積極的な保護・復元・・・樹林地に元来生息する生物の生息環境を保護するもの
- ② 生物調査の実施・・・・・・・・・・・・・専門家を呼んでの樹林地の植生調査
- ③ 森づくりに関する研修の実施・・・森づくりに関係する研修の実施（市で実施のもの以外）
- ④ 地域に向けた活動の広報・・・・・・・・・・・・・団体の活動を広く広報するもの
- ⑤ 自然観察会の実施・・・・・・・・・・・・・植物・動物の観察を目的としたもの
- ⑥ 講演会の実施・・・・・・・・・・・・・樹林地の魅力伝える講演会の実施
- ⑦ 冊子・パネルの作成・・・・・・・・・・・・・樹林地の魅力伝える冊子・パネルの作成
- ⑧ 樹林地の利活用体験の実施・・・森づくり活動で生じた間伐材を活用したクラフト体験
- ⑨ 樹林地の利活用体験の実施・・・樹林地から生じた産物を利用した体験
- ⑩ 樹林地の利活用体験の実施・・・樹林地とのふれあいの通じて森林環境を考える体験

\*\*\*\*\*注意\*\*\*\*\*

これらの助成を受けるには以下の条件を満たしていることが条件です。

- \* 他の補助金、負担金そのほかの交付を受けていないもの
  - \* 市が定める緑地の保全管理計画がある場合は計画上適切なもの
  - \* 受付期間内に申請がなされ、年度内に事業が終了するもの
  - \* 法令等に違反していない活動
- ⑤～⑩については、さらに以下の要件を満たしているものが条件となります！
- \* 樹林地の魅力や保全の意義をPR する普及啓発のためのもの
  - \* 地域に対して参加者募集の広報を行うもの
  - \* 樹林地の生態系に配慮したもの